

厚生常任委員会記録

令和7年3月11日（火）於 第2委員会室

開 会 午前10時00分

散 会 午前10時38分

○出席委員（7名）

1番 須藤 江利加 委員	2番 工藤 裕介 委員	3番 志村 洋子 委員
9番 竹浪 敦 委員	11番 坂本 崇 委員	18番 野村 太郎 委員
22番 松橋 武史 委員		

○出席理事者（4名）

福祉部長 秋元 哲	介護福祉課長 工藤 信康
健康子ども部長 佐伯 尚幸	子ども家庭課長 清野 悟

○出席事務局職員（2名）

次 長 竹内 孝行	書 記 外崎 容史
-----------	-----------

【午前10時00分 開会】

○委員長（坂本 崇委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案5件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議案第27号 弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

○委員長（坂本 崇委員） まず、議案第27号弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋元 哲） 議案第27号弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関連規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

この条例は、要介護1から5までの人が利用できる指定地域密着型サービスに係る運営基準等について定めたものであります。

改正内容について御説明いたします。資料1を御覧ください。

改正内容といたしましては、弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の第150条第13項において、国の基準省令の改正に伴い、その内容に従って定められなければならない箇所の改正に対応するものであります。

なお、今回の改正の経緯といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の法改正事項の中に「管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化」があり、栄養士免許の有無にかかわらず管理栄養士免許を取得できることとなります。

このことで、栄養士免許を有さず管理栄養士免許のみを有する者が存することとなるため、国の基準省令が改正となったものであります。

また、本条例の施行期日は、令和7年4月1日とするものであります。

資料2を御覧ください。

資料2は新旧対照表となっております。改正の箇所は下線部分のとおりとなっておりますので御参照ください。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第28号

弘前市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び弘前市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例案

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第28号弘前市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び弘前市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋元 哲） 議案第28号弘前市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び弘前市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容について御説明を申し上げますので、資料 1 を御覧ください。

2 に記載のとおり、改正しようとする条例は 2 本あり、各条例について説明いたします。

まず、弘前市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例は、要支援 1 及び 2 の人のケアプランの作成を行う指定介護予防支援に係る運営基準等を定めたものであります。

改正内容といたしましては、介護保険施行規則の改正に伴い、条例第 15 条において、施行規則を引用する箇所に条ずれが生じたことから対応するものであります。

次に、弘前市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例は、地域包括支援センターの運営基準等を定めたものであります。

改正内容といたしましては、介護保険施行規則の改正に伴い、二つの事項について改正しようとするものです。

一つ目は、条例第 3 条において、施行規則を引用する箇所に条ずれが生じたことから対応するものであります。

二つ目は、条例第 4 条において、地域包括支援センターにおける職員配置について、柔軟な職員配置をすることが可能となったことに伴い、施行規則の基準に従って定めなければならない箇所の改正が必要となったことへ対応するものであります。

なお、条例第 4 条に関する今回の改正の経緯といたしましては、今回の施行規則の改正は、地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、現行の配置基準を存置しつつ、柔軟な職員配置を可能としようとするものです。

具体的には、地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種は 1 人以上の配置が必要である現行に対し、職員の勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することで算出する常勤換算方法による配置が可能となります。

また、各地域の実情に応じて、複数の地域包括支援センターで人材をやりくりすることも可能となります。

ただし、いずれも市が設置する附属機関である地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合に限られます。

最後に、本条例の施行期日は、公布の日からとするものであります。

資料 2 を御覧ください。

資料 2 は新旧対照表となっております。改正の箇所は下線部分となっておりますので御参照ください。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1 番（須藤江利加委員） すみません、私から 1 点だけ確認させていただきたいのですが、今の資料 2 の部分で、2 ページ目に第 4 条というところがありまして、この条文の中に、括弧になっている部分の「地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法」というところなのですが、ぼやっと書いていますが、その必要であると認めるときというのを、もうちょっと詳細を伺いたいなと思って、そこだけ確認したいです。

○介護福祉課長（工藤信康） 本改正により、市の地域包括支援センターとかから、常勤での勤

務がなかなか困難になってきているという相談があれば、市の附属機関であります地域包括支援センター運営協議会のほうに、このような状況ですので、柔軟な配置となる常勤換算方法で勤務の形態を可能とするようにしたいということを提案するなどして、審議会のほうで了承が得られれば、各地域包括支援センターの職員体制について、常勤換算方法が可能となるというふうな形になっております。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第29号 弘前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第29号弘前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（佐伯尚幸） 議案第29号弘前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について御説明いたします。

本条例案は、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

資料1を御覧ください。

令和5年12月に閣議決定したこども未来戦略において、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、国は乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を創設しております。

従来、保育所や認定こども園、幼稚園を利用するためには、保護者の就労など保育の必要性がある、もしくは満3歳以上であるという要件を満たしている必要がありましたが、本事業は、これまでそれらの要件を満たせず、保育所等を利用できなかった零歳6か月から満3歳未満の子供を対象に、保護者の就労などの要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等に通うことができるものとなっております。

本事業は、令和8年度に全ての自治体において実施されることとなりますが、本市では利用

者への周知や利用の受皿となる施設の体制の整備を図るため、令和7年度から実施しようとするものです。

これまで保育所等を利用できなかった子供に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供などを行うことで、子供にとっては家庭とは異なる経験を通して成長することができ、保護者にとっては子育てに対する孤立感や負担感の軽減につながるものであります。

次に、2、制定理由を御覧ください。

事業の実施に当たり、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、市町村が条例で定めるよう規定されている乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め、当該事業を円滑に実施しようとするものであります。

次に、3、制定内容について御覧ください。

本条例案で定める設備及び運営上の基準については、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して基準を定めるものとされております。

資料2を御覧ください。

規定する項目ごとに従うべき基準と参酌すべき基準に区分しておりますが、本市においては特別な事情や特性に当たるものがないことから、内閣府令で定める基準と同内容の基準とすることで標準的な制度運用が図られるものと考えております。

資料1へお戻りください。

4、施行期日については、令和7年4月1日としております。

説明は以上であります。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） お願いします。

まず、今のお話は何となく、大まかには分かったのですが、実際に利用するとなった場合の、利用の流れというところの詳細をいま一度確認させていただきたいです。

○こども家庭課長（清野 悟） 今の御質疑についてですが、まず、このシステムは国の開設する総合システムを使用することになります。

まず一つ目は、保護者が市へ利用認定の申請をしていただくことになります。こちらはオンラインと紙の両方、どちらでも選択できるように準備しております。申請項目についてですが、メールアドレス、利用児童の障がい、アレルギー、疾患の有無などを想定しております。

続きまして、その認定申請を受けて、市から保護者の方へ利用の認定申請の審査、利用認定を行いまして、認定証と総合システムのアカウントを発行することになります。こちら、審査する内容につきましては、利用要件を満たしているかを審査することになります。審査した後、市が総合支援システムに利用者登録をして、保護者に対して、このメールアドレスでアカウントを発行することになります。

続きまして、その審査を行いまして、今度、保護者から利用する施設へ初回の面談を申し込むことになります。システム上、初めて利用する施設の場合は、初回面談を申し込んでからではないと利用予約ができない仕様になっております。

次に、保護者と施設の間で初回の面談を実施します。こちらは、初回面談では安全かつ安心して利用するために、利用者に当たっては、必要な事項、アレルギーとか配慮が必要なことなどを園のほうと、利用する施設と面談して確認することになります。

最後に、それで受入れ可能となれば、保護者と施設の間での予約をして、利用を開始するこ

とになります。

○1番（須藤江利加委員） 今のお話で、初回面談を行って、いろいろと詳細を確認することであるのですが、アレルギーはもちろんなのですが、その他にもいろいろ確認事項とかがあると思っていて、障がいがある方ももちろんこれ、このときにいろいろ、面談の中で話合いというのはされますか。

あと一つ、一般質問でもされていたので、再確認の意味でなのですが、今回、当市での対象になる子供たちの人数というのは今、現段階で、今日時点でも構いませんけれども、何人くらいになるのかなというのが分かればお願いします。

○こども家庭課長（清野 悟） 最初の御質疑ですが、アレルギーとか、配慮が必要なことに分類されて、一応どういう、この子供はいろいろ、ちょっと、あると思いますので、そちらの園とほうと話し合っていていただくことに、面談して話し合っていていただくことになります。人数についてですが、令和6年4月1日になりますけれども、539人になっております。

○1番（須藤江利加委員） すみません、最後にもう一度、質疑なのですが、システムが入れば、いろいろと施設との関わりが出てくると思うのですが、当市でその施設、対象になり得る施設というのは今、現段階ではどのくらいあるのかなというところをちょっと、分かれば確認したいです。

○こども家庭課長（清野 悟） まず、今年の1月、令和7年1月に意向調査を行いまして、その段階では、令和7年4月から実施する予定というところは9施設ありました。そして、10月からは7施設、令和8年4月から15施設という回答がございました。

○18番（野村太郎委員） すみません、予算書を見ればいいのかもしいのですが、この事業をやるに当たっての予算規模というのがどれくらいになるのかということと、これは財源が国から来るものなのか、自主財源なのかというところを確認させてください。

○こども家庭課長（清野 悟） 予算の規模についてですが、交付金として169万6000円を見込んでおります。こちらは、国が4分の3、市が一般財源で4分の1になります。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 議案第29号弘前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について、反対の立場から討論を行います。

子供や親にとって、保育の専門家や家族以外の人と交流がある子育て環境が保障されるということは、切実な願いではないでしょうか。

しかし、2026年に国が指導し本格実施がスタートすることも誰でも通園事業は、その願いに応えるものになっていますでしょうか。

自治体が認可した施設と保護者が直接契約を行い、保護者の都合で預ける施設や日時を申し込む仕組みとなっています。こうした制度について、保育団体からは、預け始めの事故が多いことや、アレルギー対応が困難なこと、親の都合で毎回異なる施設を利用すると、特定の大人との安定した関わりが必要な発達段階にある子供にとって大変強いストレスを与えることなどの懸念があると指摘されております。

このことから、何よりも子供たちに安全で安心な場所が確保され、そこには保育の専門家が

いてくれることが大前提だと考えますが、現段階の基準では、保育士以外と対面することも考えられます。

政府の検討会においても、子供を理解するには時間がかかる、今通っている子供たちの保育に支障があってはならないとしています。

まずは、保育士の配置基準を抜本的に改善し、初めて親の元を離れる子供にとっての安心安全な環境の保障をしていただくことを強く求め、議案第29号弘前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について、反対の立場から討論を終わります。

○18番（野村太郎委員） 私から、弘前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について、賛成の立場で意見を申し上げます。

本条例案は、令和5年12月に閣議決定したこども未来戦略において、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、国が創設した事業で、その設備・運営基準を定めた内容となっております。

令和8年度には全ての自治体において実施されることとなり、本格実施に向けて、利用者への周知と利用の受皿となる施設を認可する必要があります。

これまで保育所等を利用できなかった子供に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供などをすることで、子供にとっては家庭とは異なる経験を通して成長することができ、保護者にとっては子育てに対する孤立感や負担感の軽減につながるものとする事業であり、実施についての理事者側の説明は十分理解できるものであります。

以上のことから、私は、本案に賛成するものであり、皆様の御理解を賜りたいと思います。

なお、制度実施において、先ほど須藤委員からもあったような、安全とか、そういったことに関しては、弘前市として十分留意して、気を配っていただきたいということを申し添えて、私からの賛成の討論とさせていただきます。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（坂本 崇委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
議案第30号 条例及び弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○委員長（坂本 崇委員） 次に、議案第30号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（佐伯尚幸） 議案第30号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整理するなど、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容に入る前に、条例について御説明いたしますので、資料1を御覧ください。

初めに、弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明いたします。

児童福祉法に規定される家庭的保育事業等とは、資料に記載のとおり、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の四つの事業となっております。この家庭的保育事業等の実施に当たっては、児童福祉法の規定により市町村が実施主体とされており、市町村以外の者が家庭的保育事業等を行う場合には市町村の認可を受けることとされております。本条例は、当市において家庭的保育事業等を市以外の者が行うに当たっての認可基準を定めたものとなっており、その内容につきましては、国基準に準じて定めることとされております。

次に、資料2を御覧ください。

弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について御説明いたします。

子ども・子育て支援法において、都道府県等の認可を受けた保育所、幼稚園、認定こども園を総称して教育・保育施設と定義しており、市町村の認可を受けて行う家庭的保育事業等を地域型保育事業と定義しております。

教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者は、子ども・子育て支援法の規定により、市町村から運営に関する基準を満たすことの確認を受けることで、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業と定義され、施設型給付費または地域型保育給付費と呼ばれる児童の保育等に要する費用、いわゆる運営費を市町村から支給されることとなります。

本条例は、当市における運営費支給に当たって確認する運営基準を定めたものとなっており、その内容につきましては、国基準に準じて定めることとされております。

次に、資料3、改正内容を御覧ください。

主な改正内容は、(1)②及び(2)②に記載しております。

内容といたしましては、原則、零歳児から2歳児への保育の提供を行う、児童福祉法では家庭的保育事業等、子ども・子育て支援法においては地域型保育事業において、卒園後の児童の受皿となる連携施設を確保しなければならないこととされておりますが、連携施設を設けない場合の要件について、及び連携施設を確保しないことができる経過措置を10年から15年に延長するものです。また、あわせて、(1)①の第3条については、具体的に会議名を規定するほか、③の第16条においては、栄養士法が改正されたことに伴い、栄養士免許を有さない管理栄養士による場合についても同要件を満たすことなど、所要の改正をするものであります。

2、施行期日は、令和7年4月1日からであります。

別紙、資料4及び5につきましては、新旧対照表となっておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

説明は以上であります。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○18番（野村太郎委員） 説明、ありがとうございます。

これは前にも、質疑というか、あったと思うのですけれども、弘前市においては、具体的に該当する事業者とか施設とかというのは現状ないという認識だったのですけれども、それも現状、この案でも変わりなしという認識でよろしいでしょうか。

○こども家庭課長（清野 悟） 現状、なしであります。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第36号 指定管理者の指定について（弘前市石川児童館）

○委員長（坂本 崇委員） 最後に、議案第36号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（佐伯尚幸） 議案第36号は、弘前市石川児童館の指定管理者として、社会福祉法人弘前草右会を指定しようとするものであります。

本施設は、公募により候補者を募集したものであります。

応募があった2団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、当該団体が最も優れた提案をした団体として総合評価点が最も高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

当該団体の提案内容は、事業及び収支計画に具体性、実現可能性並びに効率性が見られ、特に「施設の設置目的を効果的に達成することができること」「施設の効率的な管理運営ができること」及び「施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していること」の項目で他の団体より優れており、それらの点が評価されたものであります。

指定の期間は、令和7年8月1日から令和11年3月31日までの3年8か月間であります。指定期間を3年8か月としておりますのは、他の指定管理施設と終期をそろえることで、本施設を含めたグループ化による効率化を図ることを検討するためであります。

説明は以上であります。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○22番（松橋武史委員） 指定管理の状況なのですが、これまでの平成31年度から令和7年度の指定管理料と、これから行う指定管理料の金額をお知らせいただきたい。というのは、今、物価高騰、また人件費の高騰等が言われておりまして、同額なのか、それとも、それを勘案して

上げていくのか、上がるのかを確認させていただきたいです。

○こども家庭課長（清野 悟） 今の御質疑なのですが、今回、3年8か月間の総額にしますと、5914万円になります。（「今までの指定管理の分は」「3館全体の指定管理料になるので、今、1館だけのものになるので、比較対象がちょっと別になる……」と呼ぶ者あり）

○委員長（坂本 崇委員） 時間があれば、資料をすぐに出せますか。（「出せます」と呼ぶ者あり）そうすれば、暫時休憩してもよろしいですか。でないと出せない……（「はい、今ちょっと持っておりませんで」と呼ぶ者あり）松橋委員、それでよろしいですか、暫時休憩。（「はい」と呼ぶ者あり）

暫時、休憩いたします。

【午前10時36分 休憩】

資料準備及び議事整理のため休憩し、理事者の答弁から再開することとしたところである。

【午前10時37分 開議】

○委員長（坂本 崇委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○こども家庭課長（清野 悟） 人件費と物価高騰分は、指定管理料には反映させて見ております。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。
以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。
よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時38分 散会】